

いかり 錨 (ANCHOR/アンカー)のマークは信頼と希望のシンボルです。人生という大海原で嵐に遭ったあなたと信頼と希望で結ばれ、一緒に嵐を乗り越っていききたい。ANCHORには、そんな願いを込めました。

神奈川中央法律事務所

231-0031 横浜市中区万代町1-2-12 VORT横浜関内Ⅲ 7階 A2
Tel : 045-681-6680
Fax : 045-681-6679

弁護士 藤原 大輔
弁護士 榎 研司



ANCHOR

2023.1
vol.18

Kanagawa Chuo Law Office Newsletter



謹賀新年

昨年はお客様をはじめ関係各位に大変お世話になりました。年初にあたり改めて御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が話題となってから早いものでおよそ3年が経ちます。当事務所では、新型コロナウイルス感染症への対策を実施しつつ、弁護士業務の両立を図ってまいりました。ご依頼いただく案件について迅速・丁寧な弁護士業務を行うため、当事務所全体としてはコロナ前と同じ営業時間で業務してまいりました。これまで、適切と思われる対策を実施・継続し、またお客様にコロナ対策にご協力いただいたおかげで、当事務所において罹患者が出ることなく現在に至っております。今年も、引き続き、感染症対策を実施・継続しつつ、ご依頼の案件に迅速・丁寧に対応させていただく所存です。

さて、今回のアンカーでは、2・3ページに当事務所の所属弁護士である藤原・榎の「弁護士紹介」と「お客様からの声」を、4ページに「相続登記の義務化・長期間経過後の遺産分割協議の見直し～令和3年民法・不動産登記法改正～」と題した「法律相談Q&A」を掲載しております。この改正は最近のもので、皆様の関心が高いと感じております。

当事務所HPでは、法律相談でよくあるご質問を分野毎にQ&A形式で掲載し、無料法律相談のご案内や、アンカーのバックナンバー等も掲載しております。

皆様方のご期待に誠実かつ迅速に応えられるよう事務所一同尽力いたしますので、今年も何卒よろしくお願い申し上げます。

令和5年 元旦 代表弁護士 藤原 大輔



スマホからも
ご利用いただけます



スマホ対応です！

<https://www.fdlaw.jp/>

まずは、お気軽にお電話やメール等で事務所までご連絡ください。「ホームページを見た」とお伝えいただければ初回面談相談は無料です。



事務所旅行

弁護士 藤原 大輔 Fujiwara Daisuke

2020年・2021年は、毎年行っていた事務所旅行を控えました。

皆様方もコロナ禍において様々なことを自制されてきたと思います。

コロナ禍において、表紙の巻頭言にも記載したとおり、適切なコロナ対策を実施・継続していれば罹患の可能性は低いことが経験則上わかりましたし、現に当事務所で罹患者は出ませんでした。

そのため、日帰りではありますが、対策を取ったうえで、2022年秋、3年ぶりに山梨に事務所旅行に行ってきた。

甲府にある老舗ワイナリー（日本で初めてワイン用ブドウ品種でワインを造り出したパイオニアと称されるサドヤのワイナリーです。）の見学ができるということでお邪魔させていただきました。ワインができるまでの工程等を丁寧に教えてもらいながら見学しました。

赤ワインと白ワインの造り方の違いも教えていただきました。最大の違いは、醗酵タンクで、「果汁」を醗酵させるのか、「皮のついた粒ごと」醗酵させるのかの点だそうです。

また、ワインを飲む順番は、「白ワイン→オレンジワイン→ロゼ→赤ワイン→貴腐ワイン等のデザートワイン」とも教わりました。なお、魚だから白ワイン、お肉だから赤ワインと一般に言われていることも、必ずしもそうではなく、日本のワインは和食に合うように造っているため焼き魚にサドヤの赤ワインは合いますよ、とも仰っていました。

体育館程の広さがありそうな地下の専用収容所では、ワインが詰められた多数の木の樽が丁寧に並べられておりました。樽のいい香りがあたり一面にしていました。ワインが蒸発するため樽内の空気に触れる面積を抑えるべく、1月にワイン1本程度は樽に継ぎ足しているとのことでした。

愛情をかけて、手間暇かけて、ワインが出来上がることを教えていただきましたので、食事の際に飲むワインも今まで以上にありがたく味わっていただこうと感じました。

ワイナリーを離れて、その後、昇仙峡に行き仙娥滝周辺を観光しました。あたり一面の山肌が、数メートルに及ぶ、なかには数十メートル以上に及ぶ、巨大な岩と岩で構成されていました。山肌から生きている植物も岩と岩の裂け目から出てきており、中には枯れて白骨化したかのような姿の松もありました。白い岩からなる山肌と枯れた白い松が神秘的な景色でした。日

本一の溪谷美と言われていることに素直に納得しました。

旅の最後にはぶどう畑でぶどう狩りを楽しみ、旬の味覚をいただきました。ぶどう畑では外国人労働者の方々も働いておりました。日本の各地で、外国人労働者が日常的に必要となっており、その大半が肉体労働の現場であるという現状が、垣間見

えました。訪れたぶどう畑は、日本人外国人の区別なく和気あいあいと働いていました。少子高齢化の日本で、外国人労働者の必要性は高まることはあっても減ることは当面なさそうです。外国人の方々にとって魅力ある労働の現場を構築していくことは重要課題であると考えさせられました。

久しぶりの事務所旅行でしたが、やはり、事務所一同で旅行をすることはいいのだと実感しました。リフレッシュでき、また事務所メンバーのつながりがより強まる面でも日常業務にとってプラスの影響しかないと思います。本年も事務所旅行に行くことができれば、と

考えております。

立川や八王子から一時間ほどで甲府まで行けますので、日帰りでも十分楽しめる、おすすめの旅です。私は機会があればプライベートで再度訪れたいと思いました。

なお、事務所旅行や食欲の秋を過ぎて最近増加傾向にある私の体重は、月曜断食（昨年お正月号のアンカーでご紹介させていただきました。ご興味のある方はHPのバックナンバーでご参照ください。）で落とす予定です。本年も健康な状態で依頼いただく案件を解決していきたいと考えております。





藤原先生へ

↓ 神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件進行中)

1. 当事務所の対応に満足されていますか？ ○をご記入ください
(○) 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満

2. 弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがですか？
(○) 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満

3. 当事務所の印象はいかがですか？ (複数可)
(○) 明るい () きれい () 普通 () 汚い

4. スタッフ (弁護士を除く) の対応はいかがですか？
(○) 大変良い () 良い () 普通 () 不満

5. その他、改善すべき点、ご意見ご感想、ご要望がございましたら理由をお書きください。

秋の収穫はおいしいブドウをいただきました。
 和食はおいしいので、ぜひまた来たいと思います。

↓ 神奈川中央法律事務所

1. 当事務所の対応に満足できましたか？
(○) 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満

2. 弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがですか？
(○) 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満

3. 当事務所の印象はいかがでしたか？
(あてはまるものすべてに○をご記入)
(○) 明るい () きれい () 普通 () 汚い

4. スタッフ (弁護士を除く) の対応はいかがでしたか？
(○) 大変良い () 良い () 普通 () 不満

5. その他、改善すべき点、ご意見ご感想、ご要望がございましたら理由をお書きください。

自転車

弁護士 榊 研司 Sakaki Kenji



明けましておめでとうございます。
本年もよろしくお願いいたします。

昨年の2022年も司法修習生の指導担当になりました。司法修習生は、司法試験に合格後、裁判官・検察官・弁護士になるために、1年間、裁判所、検察庁や弁護士事務所で研修します。最後に卒業試験を合格すれば、晴れて弁護士などの法曹になることができます。当事務所での研修期間は、4月上旬から6月上旬及び9月中旬から11月上旬まででしたが、そのときに相談への同席や裁判の傍聴などにご協力いただきました依頼者の方々をはじめとする皆さまにはこの場を借りて御礼申し上げます。

さて、昨年、横浜から川崎に引っ越したのを機に、クロスバイクを購入しました。テニススクールに通う際に、これまでは電車でしたが、引越しを機に自転車で行くことにしました。片道40分くらいかけて行くのですが、最初の頃は、テニススクールにたどり着いた時点で体力が尽きてしまい、肝心のテニスのレッスンはヘロヘロになって受けていました。半年以上経った今はだいぶ慣れてきました。ただ走るだけは嫌いなので、ランニングなどは全く続きませんでした。自転車は体力づくりの一環として何とか続けられそうです。横浜は山、岡、谷という地名が多いことから分かるように、意外と起伏が激しいので、坂道を登らなければならないことも多く、太ももがパンパンになってしまいます。しかし、川崎は平坦な道が多く、快適に自転車を漕ぐことができます。休日には、時折、自宅から羽田空港まで自転車で行ったりしています。風を受けながら川沿いを走るのは気持ちが良いです。引越しをするとちょっと



2022年司法修習生の高橋さんと

した街並みの違いが新鮮に感じます。

さて、交通事故の案件を受けていると、自転車が当事者の案件が一定数あります。近年は自転車に関係する交通事故の件数が増加傾向にあるようです。私も自動車を運転しますので、自転車が車道を走っているとき、自転車の動きを注視しています。自転車を運転する人は車の免許を持っていない人もいますので、予期せぬ動きをしないか注視しながら追い抜きます。他方、自転車のときは、歩行者との関係で、歩道ではなく車道を走ることが多いです。車道の端を走っているとき、結構ギリギリの間隔で追い抜いていく自動車もいます。事故には気を付けなければならないと思っています。

万が一事故になったとき、自転車は自動車やバイクと違って強制加入の自賠責保険がありません。個々人が自分で傷害保険等に加入しているか、家族が加入している損害保険等でカバーされるかです。自転車は意外と速度が出ますので、万が一歩行者（自転車やバイクとも）と衝突して怪我をさせてしまったとき、多額の賠償金を払わなければならないリスクがあります。仮にそこまで重くない怪我であったとしても、交通事故の治療は基本的に10割負担になりますし、治療費の単価自体も保険診療のときより高くなりますので、治療費自体が高くなります。相次いで高額な賠償金を認めた自転車事故の判決もありましたので、自転車保険への加入を義務付ける自治体が増えていきます。無保険で賠償責任を負うとかなりしんどいことになりますので、自転車を利用する場合は必ず傷害保険に加入しましょう。自動車保険などで個人賠償責任特約を付けることで対応も可能ですので、一度チェックしてみてください。



お客様からの声

↓ 神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件終了時)

1. 当事務所の対応に満足できましたか? ○をご記入ください。
() 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満
2. 弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか? [理由:]
() 大変満足 () 満足 () 普通 () 不満
3. 当事務所の印象はいかがでしたか? (あてはまるものをすべてに○をご記入ください)
() 明るい () きれい () 普通 () 暗い () 汚い
4. スタッフ (弁護士を除く) の対応はいかがでしたか? [理由:]
() 大変良い () 良い () 普通 () 不満
5. その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

「対応が丁寧で、わかりやすく説明していただき、安心して依頼することができました。また、費用もリーズナブルで、大変満足しています。」

6. このアンケート内容を事務所ホームページやニュースレターに掲載してもよろしいですか? (氏名・住所など、個人を特定できる情報は掲載いたしません)
() はい () いいえ

お客様からいただいた
メッセージ・アンケート
をご紹介します

弁護士 榊 研司

差出人:

送信日時:

宛先:

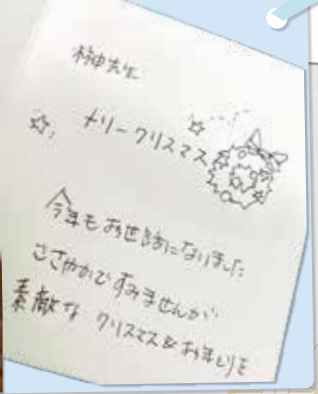
件名:

榊 研司



榊先生へ

お世話になりました。
長々とお世話になりました。
無事にゴールを迎える事ができて良かったです。
本来ならなかなか出会う職業では有りませんね。
無いにこしたことはありませんが、もし何かあれば再度ご相談させていただきます。
お世話になりました。ありがとうございました。



Q 令和3年に民法や不動産登記法が改正された
と聞きましたが、どのような改正があったので
しょうか。

A 土地について、相続登記がされていなかっ
たり、住所変更登記がされていなかったりして、
所有者が不明な土地が22%もあるということが
国土交通省の調査で判明しました。この所有者
不明土地問題の対策として、法律が改正され、
相続土地国庫帰属法が成立しました。



今回の改正では、様々な改正がされてい
ますが、一般の方々に影響があるのは、主
に相続登記の義務化と長期間経過後の遺産
分割協議の見直しだと思います。

Q 相続登記の義務化はどのような内容ですか。

A 相続人に対して、不動産を取得したことを知
った日から3年以内に相続登記を申請することが
義務付けられました。正当な理由がないのに申
請を怠ると、10万円以下の過料に処せられると
いう罰則も新たに設けられました。

Q 3年以内に相続人間で遺産分割協議の話し合
いがまとまらないときはどうすればいいのですか。

A 今回新設された相続人申告登記という簡易な
登記をする必要があります。相続人申告登記を
することで相続人の氏名・住所等が登記に記載
されますので、ひとまず義務を果たしたことに
なります。

Q 相続人申告登記をした後に、遺産分割協議が
成立した場合はどうなりますか。

A 遺産分割協議が成立した日から3年以内に、
遺産分割協議で決まった内容を相続登記する義
務が生じます。

Q 相続登記の義務化はいつからスタートするの

ですか。

A 2024年(令和6年)4月1日からです。

Q 2024年4月1日より前に相続が発生してい
た場合も対象になるのですか。

A 対象になります。ただし、一律に2024年4月
1日から3年間の相続登記の履行義務期間にな
ります。そのため、現時点において遺産分割協議が
まとまらず、放置されている相続については相続
登記義務違反にならないよう注意が必要です。

なお、相続の開始(被相続人の死亡)が2024年
4月1日より前であっても、自分が不動産の所有
権を取得したと知った日が2024年4月1日より後
の場合には、知った日から3年になります。

Q 次に、長期間経過後の遺産分割協議の見直
しとはどのような内容ですか。

A これまで遺産分割協議についての時間制限
はありませんでした。そのため、遺産分割協議
がまとまらずに放置されてしまうことがありま
した。遺産分割協議がまとまらないうちに相続人
が亡くなってしまい、相続人が多数人になると、
遺産の管理・処分が困難になってしまいます。

そこで、相続開始(被相続人の死亡)時から10
年経過すると、遺産分割協議は具体的相続分
ではなく法定相続分(又は指定相続分)で行うこ
とになります。具体的相続分とは、法定相続分
に寄与分や特別受益を考慮して算出される相続
分です。寄与分や特別受益を主張する場合には、
10年以内に遺産分割協議をする必要があるこ
とになりました。

Q 10年以内という制限には例外はないのです
か。

A 10年経過前に遺産分割調停を申し立てている

場合などに引き続き具体的相続分での分割が認
められています。また、10年経過した後でも、相
続人全員が合意すれば、法定相続分ではなく具
体的相続分で分割することも認められています。

Q いつからスタートするのですか。

A 2023年(令和5年)4月1日からです。

Q 2023年4月1日以前に相続が発生した場合
にも適用されるのですか。

A 適用されます。ただし、経過措置として、2023
年4月1日から5年間(2028年3月末まで)は猶予
期間が設けられます。2023年4月1日時点で既に
相続開始時から10年が経過している場合や、相
続開始時から10年を経過する時点が2028年3月
末より前になる場合は、具体的相続分での遺産
分割ができる期限が2028年3月末まで延長され
ます。

Q 相続の際に不要な土地を手放して国に渡す
ことができる制度ができたと言いました。

A 2023年4月27日から相続土地国庫
帰属制度がスタートします。一見、い
わゆる「負債産」を手放すことができる便利な
制度に思えますが、実際には、管理や処分をす
る際に過大な労力や費用がかからない土地に
限定されています。例えば、土地の上に建物があ
ってはいけないので、あらかじめ建物を解体す
る必要があります。また、費用や労力が過分に
なり得る例として樹木が例示されていますので、
山林も対象外になる可能性があります。これら
のように様々な要件が定められています。その
ため、「負債産」を手放すための手段としてはあ
まり使えないのではないかとされています。



事務局だより



今回企画した事務所旅行の行き先
の山梨県には、他にもたくさんの見
どころがあります。山中湖の文学の
森公園や清里高原の萌木の村などは、
林の中にあり雰囲気も良く、散策も
楽しめますのでお勧めです。皆さ
んもどうぞ訪れてみてください。



当事務所の隣りに新しく17階建て
(高さ約75m)の大きなビルが建ちま
した。JR関内駅南口すぐであり、と
ても目立ちます。2023年4月開校の
関東学院大学です。新しいことを学
んでみようと思うきっかけを与え
てくれました。



冬季休暇のお知らせ

新年度の業務は、1月4日(水)から
開始させていただきます。

横浜市営地下鉄 「関内駅」1番出口



市営地下鉄ご利用の方は、
1番出口が最寄です。

JR「関内駅」南口

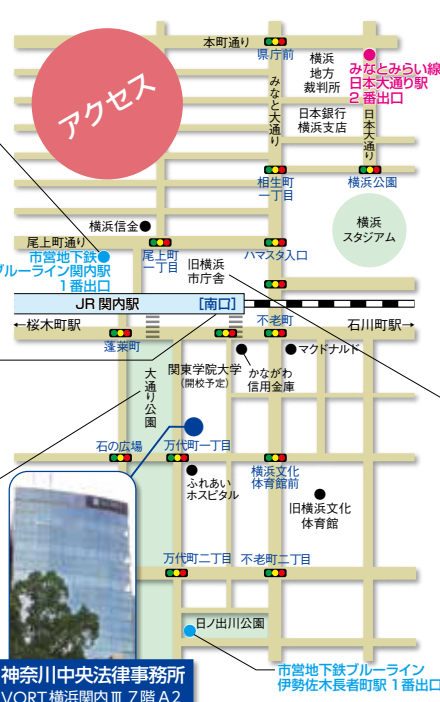


最寄りの駅出口です。
当事務所は、南口改札を出
て右方面です。
京浜東北・根岸線、横浜線
が通っています。

大通り公園



関内駅周辺から阪東橋ま
でつながる細長い公園で、地
域の方々の憩いの場となっ
ています。



みなとみらい線 「日本大通り駅」2番出口



横浜スタジアム

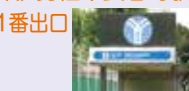


通称「ハマスタ」。日本プロ
野球、セ・リーグ、横浜 DeNA
ベイスターズの本拠地です。

旧横浜市庁舎



横浜市営地下鉄 「伊勢佐木長者町駅」 1番出口



■ JR関内駅/南口より徒歩2分 ■ みなとみらい線日本大通り駅/2番出口より徒歩10分
■ 市営地下鉄ブルーライン 関内駅/1番出口より徒歩5分・伊勢佐木長者町駅/1番出口より徒歩4分